

令和5年度 島田市博物館常設展示施設改修等設計業務委託

企画提案（プロポーザル）仕様書

静岡県島田市

令和5年8月

昭和 41 年、島田宿大井川川越遺跡(以下「川越遺跡」とする。)が国指定史跡に指定され、その後、昭和から平成にかけて川会所の移築が行われたほか、札幌や仲間の宿が整備されてきた。この川越遺跡の保存整備と並行する形で、資料館を設けることが提案され、平成 4 年 5 月 2 日、島田市博物館(以下、「博物館」とする。)として開館した。

博物館の設置目的は開館以来「現在から未来に向けて、より豊かな生活文化の創造を目指す生涯学習のよりどころとして、多くの人々に活用されること」であり、また、大井川の歴史、川越制度及び島田宿に関する資料を対象とし、人文系博物館という性格、そして博物館・朝顔の松公園・川越遺跡・分館と続くルートを歴史・文化ゾーンと位置づけ、目的に沿った活動を展開してきた。

この中で、博物館の性格を示す常設展示は、対象とする時代を江戸時代におき、大井川の歴史や島田宿と川越制度に特化した内容に決定された。

開館から 30 年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進むとともに、展示の新鮮さを保つことが難しくなり、来館者数は横ばいの状況にある。また、これまでに積み重ねてきた調査研究や資料収集活動の成果が、常設展示の内容に十分には活かしきれていないのが現状である。

以上を踏まえ、この度、これからの時代に相応しい、最新の技術を応用した、常設展示施設へと改修することとした。

## 1 業務名

令和 5 年度 島田市博物館常設展示施設改修等設計業務委託

## 2 目的

本仕様書は、令和 5 年度 島田市博物館常設展示施設改修等設計業務(実施設計)に関し、必要な事項を定めることを目的としている。

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 2 月 29 日(木)まで

## 4 リニューアル方針

### (1) リニューアルの概要

島田市博物館は、冒頭のとおり、30 年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進むとともに、展示の新鮮さを保つことが難しくなり、観覧者数は横ばいの状況にある。また、これまでに積み重ねてきた調査研究や資料収集活動の成果が、常設展示の内容に十分には活かしきれていないのが現状である。

以上を踏まえ、この度、これからの時代に相応しい、デジタル技術等を応用した、常設展示へと改修することとする。

なお、改修は令和 7 年度中の 2 ヶ月間を予定し、改修期間中は博物館本館の展示部分の全面休館を予定している。

### (2) 施設概要

所在地：〒427-0037 静岡県島田市河原一丁目5番50号

名称：島田市博物館

構造規模：鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）2階建

竣工：平成3年

開館：平成4年5月

敷地面積：4,548.50 m<sup>2</sup>

建築面積：1,177.92 m<sup>2</sup>

延床面積：1,279.73 m<sup>2</sup>（建築基準法上の面積 1,403.10 m<sup>2</sup>）

常設展示室面積：202.06 m<sup>2</sup>

### (3) 現状（常設展示）

#### ① 常設展示の構成

常設展示は「旅と旅人 人はなぜ旅をしたのだろうか」をメインテーマに、「東海道と島田宿の成立」、「旅人と島田の文化」、「旅と旅人」、「川越し」、「島田髷」（開館後に追加）、「島田の祭り」、「島田の刀鍛冶」の7つのコーナーで構成している。展示資料は川札、連台等、川越しの歴史・文化を象徴する実物資料 70 点余を展示するとともに、映像やグラフィックパネルを使い、制度や出来事をかみ砕いて解説している。

#### ② 教育普及、地域・観光振興

主に小・中学校の児童・生徒に向け、博物館(常設展示等)・川越遺跡・博物館分館（海野光弘版画記念館等）等、一体的な解説を積極的に行っている。また市内外からの観覧者に向けても学芸員等が積極的に対応している。

#### ③ 来館者層

現在の来館者層は、地域の歴史・文化を学習する市内の小・中学生のほか、市内・市外を問わず、川越しをはじめとした島田の歴史・文化に深い関心を持つ人が中心となっている。

### (4) 課題（常設展示）

#### ① 展示テーマ・ストーリーの不明瞭化

博物館の性格を決定づけている常設展示の内容が、川越しだけではなく、島田の祭り、島田髷等、多岐にわたり、その性格が曖昧なものとなっている。

グラフィックパネル等の解説が、開館当時（平成4年）の展示公開手法によるため、現在の来館者の感覚や需要から乖離してきており、テーマを明確に伝えることが困難になっている。また、実物資料についても、展示公開手法が開館当時から変化が無いため、現在の来館者の発見を導く魅力的な展示ができていない。

#### ② 研究成果等の活用場の不足

開館以来、博物館が収集した資料は、平成5年12月末に約180点だったが、令和5年3月末には約2,400点まで大幅に増加した。また埋蔵文化財発掘調査、市史編さん委員会等による古文書調査等により、川越しに関する多くの新しい情報が蓄積されてきたが、常設展示が固定

的であるため、これらの資料や情報を恒常的に活用する場がなく、貴重な資料が埋もれている。

### ③ 不完全な展示環境

全体を通して、開館以来約 30 年が経過して、展示ケース、空調設備、照明設備など、施設・設備の不備・老朽化が進んでおり、安定的に展示室内・展示ケース内の温度・湿度管理ができず、貴重な資料を適切に展示するに足る展示環境とはいえない。

また構造上では、ロビーからのゾーニングが不完全であるため、外気や粉塵、虫、カビ、直射日光等を防ぎきれず、資料の安全が脅かされているのが現状である。

設備面では、令和 2 年度に、メイン展示物だったジオラマビジョンと映像機器が故障した。しかし製造から約 30 年を経ているため、生産中止に伴う代替部品の不足、コストの問題等により、復旧が不可能な状況にある。

### ④ ユニバーサルデザイン環境の不備

博物館開館当時には「ユニバーサルデザイン」、「バリアフリー」等の概念が普及していなかったため、外国人、高齢者、障がい者等に対応した解説、設備等の導入が遅れた。

### ⑤ 「学び・発見」を導く展示公開手法の不足

従来の陳列・鑑賞型の展示では、児童・生徒が楽しみながら学び、発見を導くアプローチが少なく、興味・関心をひく展示公開手法となっていない。

## (5) 新常設展示の基本理念

- ① 大井川の川越しに関する歴史文化を中心とした展示とし、島田市ならではの郷土色豊かなものとする。
- ② 館内展示とともに、復元された川越遺跡の町並みを一体として活用し、より一層の効果を高める。
- ③ 展示資料は、実物資料とともにレプリカ・映像資料等を利用し、できるだけ「見る、触れる」の体験学習ができるようにする。
- ④ 誰にでもわかりやすい展示にする。
- ⑤ 社会教育施設として、「学び、発見」を導く展示にする。
- ⑥ 未来に歴史文化を伝え残すため、持続可能な展示にする。
- ⑦ これからの時代に相応しい、最新の技術を応用した展示にする。

## (6) 新常設展示の内容

### ① 展示テーマ

「大井川と東海道が織り成す交流の場」

～旅人と川越人足の交流を、時を超えて感じてみよう！（体感・実感・共感）～

### ② 展示テーマの具現化

ア 大井川の川越しを体感する（体感）

映像やデジタル機器等を用い、大井川の川越しや川越人足の仕事を体感してもらう。

イ 大井川の川越しを実感する（実感）  
実物資料やレプリカ等を用いて、大井川の川越し制度や旅人の様子を紹介するとともに、参加型の仕組みを用い、川越しを実感してもらう。

ウ 大井川の川越しを共感する（共感）  
実物資料やグラフィック等で、大井川の川越しに関する出来事や文化を共感してもらう。

### ③ 課題に向けた方策

#### ア 展示テーマ・ストーリーの再構築

- (ア) 「大井川の川越し」を核として、展示テーマ・ストーリーを再構築する。
- (イ) 実物資料の魅力を活用した展示公開手法を導入する。
- (ウ) 時代に即した展示公開手法を導入する。

#### イ 研究成果等の活用場の充実

- (ア) 情報・資料（歴史、美術、民俗、考古等）を積極的に活用する。
- (イ) 恒久的に最新情報を展示・公開できるスペースを確保する。

#### ウ 安全な展示環境の充実

- (ア) 持続可能な展示公開手法を導入する。
- (イ) 外気、日光、粉塵、虫、カビ等の影響を受けにくい構造に配慮する。
- (ウ) 安全に資料を展示できる照明設備を導入する。

#### エ ユニバーサルデザインの充実

- (ア) 誰にでも伝わるように、ピクトグラム(単純化された視覚記号)等を用いたサインシステムを導入する。
- (イ) 情報機器を有効活用する。

#### オ 「学び・発見」を導く展示公開手法の充実

- (ア) 楽しみながら学び、発見を導く、参加体験型の手法を充実させる。
- (イ) 未就学児・児童・生徒の発達段階に合わせたアプローチを行う。

#### カ これからの時代に相応しい、最新の技術を応用した展示にする。

- (ア) デジタル技術等の最新技術を用い、効果的な展示とする。
- (イ) デジタル技術等の最新技術を用い、従来不可能であった新たな観覧・体感を提供する。

### ④ 主要な配慮事項

展示の具体化に当たっては、次の点に配慮しつつ検討を行う。

#### ア 維持コストの低減

汎用性の高い技術・仕様を用いる等、維持コストの低減を図る。

#### イ 未来に向けた視点

定期的に内容について検討し、長期的な視野を持った運営体制を確立させる。

#### ウ 安全かつ安心な環境の整備

来館者が、安全かつ安心して観覧できる施設・設備に配慮する。

#### エ フィールド(地域)へのいざない

来館者が、博物館と周辺の施設、名所、旧跡を訪れたいとする仕組みを作る。

東海道沿いの、各地域の個性ある博物館や資料館を相互に訪れるきっかけとなる仕組みを作る。

## 5 業務内容

受注者は本仕様書に基づき、発注者との協議の上、その承認を得て進めて行くものとする。

### (1) 検討体制の構築

- ① 会議、打ち合わせ等 受注者と発注者による検討会議を 10 回程度（オンラインを含む）実施すること。この他に発注者と適宜、協議・打合せを実施すること。
- ② 発注者の指示により、議事録・打合せ資料等を併せて作成すること。

### (2) 展示リニューアルの設計

- ① 実施方針、展示内容・演出手法の検討・確定
- ② 展示意匠図（平面図・立体図）の検討・確定
- ③ 展示構成リスト・展示イメージスケッチの作成
- ④ 展示工種別詳細内容の検討（展示造作、グラフィック、映像・音響コンテンツ等）
- ⑤ 実施設計図の作成（特記仕様書、意匠図、展示造作図、その他必要な図面）
- ⑥ 概算展示製作費の算出
- ⑦ 展示製作工程計画書の作成

## 6 納入成果品

- (1) 展示リニューアル設計書（実施設計書）
- (2) リニューアル費積算見積書
- (3) イメージパース
- (4) 会議・打合せの資料及び議事録
- (5) 成果品を記録した電子媒体（CD-R または DVD-R）

※(1)～(5)のほか、発注者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し提出すること。※(1)の設計書とは、図面、仕様書、数量計算書、概略工程表、その他改修業務の発注に必要な図書とする。

## 7 業務実施における注意事項

### (1) 法令等の遵守

法令等の遵守本業務の履行にあたり、関係法令及び関係条例等を遵守すること。

### (2) 業務の再委託の禁止

業務の再委託の禁止受注者は、受注した業務の大部分若しくは重要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 守秘義務

受注者は、業務執行中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 展示品の汎用性の確保

製作において、ある特定の者のみができる技術を用いた設計を行ってはならない。

## 8 想定スケジュール

- (1) 令和5年10月中旬 契約締結
- (2) 令和5年12月 展示リニューアル設計書及びリニューアル費積算見積書の中間報告
- (3) 令和6年2月下旬 成果品の納入(電子データも含む)

## 9 協議

受注者は、この仕様書に規定するものの他、業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、島田市と協議し、決定するものとする。

## 10 関係書類の提出

受注者は本業務の遂行にあたり、次の関係書類を作成し提出すること。なお、様式は、島田市からの指示がないものについては任意とする。

(1) 業務実施計画書

提案内容を踏まえて作成した業務実施計画書を、契約締結後速やかに提出して承諾を得なければならない。また、計画に変更が生じる場合も、事前に発注者の承諾を得るものとする。

業務実施計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 業務実施体制
- ② 業務実施スケジュール（年間・月間）
- ③ その他、業務実施にあたって必要な事項等で発注者が必要とする書類等

(3) 業務実施に関する報告

- ① 受注者は、1か月ごとの履行実績を毎月終了後速やかに書面により報告する。
- ② その他必要性が生じた場合は、受注者に対し、業務実施に関する報告を求めることができる。

(4) 業務終了後の報告

受注者は業務終了後、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- ① 業務完了報告書
- ② 計画に対する活動実績及び検証・評価報告書
- ③ その他、必要と認められる報告書